

令和3年第1回七戸町議会定例会 会議録

令和3年2月16日七戸町告示第14号で、令和3年第1回七戸町議会定例会を3月1日
日上北郡七戸町議会議事堂に招集する。

令和3年 3月 1日 午後 1時34分 開会

令和3年 3月10日 午前11時58分 閉会

○応召議員（16名）

議長 16番	瀬川 左一 君	副議長 15番	盛田 惠津子 君
1番	中野 正章 君	2番	山本 泰二 君
3番	向中野 幸八 君	4番	二ツ森 英樹 君
5番	小坂 義貞 君	6番	澤田 公勇 君
7番	呷 清悦 君	8番	岡村 茂雄 君
9番	附田 俊仁 君	10番	佐々木 寿夫 君
11番	田嶋 輝雄 君	12番	三上 正二 君
13番	田島 政義 君	14番	白石 洋 君

○不応召議員（0名）

○町長提出案件

- 報告第 1号 専決処分事項の報告について
(公有自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 報告第 2号 専決処分事項の報告について
(令和2年度七戸町一般会計補正予算(第9号))
- 報告第 3号 専決処分事項の報告について
(令和2年度七戸町一般会計補正予算(第10号))
- 報告第 4号 専決処分事項の報告について
(令和2年度七戸町一般会計補正予算(第11号))
- 議案第19号 七戸町課設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 七戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 七戸町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 七戸町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第 2 4 号 七戸町堆肥センター設置条例を廃止する条例について
- 議案第 2 5 号 七戸町ライスセンター設置条例を廃止する条例について
- 議案第 2 6 号 七戸町農産物流通センター条例を廃止する条例について
- 議案第 2 7 号 七戸町農産物集出荷貯蔵施設設置条例を廃止する条例について
- 議案第 2 8 号 七戸町転作作物加工処理施設設置条例を廃止する条例について
- 議案第 2 9 号 七戸町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 0 号 七戸町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 1 号 七戸町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 2 号 七戸町過疎地域自立促進計画の変更について
- 議案第 3 3 号 町道路線の認定について
- 議案第 3 4 号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 議案第 3 5 号 町有財産の無償譲与について
- 議案第 3 6 号 町有財産の無償譲与について
- 議案第 3 7 号 土地売買契約の締結について
- 議案第 3 8 号 工事請負変更契約の締結について
(荒熊内地区造成工事(第3工区))
- 議案第 3 9 号 十和田地区食肉処理事務組合規約の変更について
- 議案第 4 0 号 十和田地区食肉処理事務組合の解散について
- 議案第 4 1 号 十和田地区食肉処理事務組合の解散に伴う財産処分について
- 議案第 4 2 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 議案第 4 3 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第 1 号 令和2年度七戸町一般会計補正予算(第12号)
- 議案第 2 号 令和2年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 議案第 3 号 令和2年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)
- 議案第 4 号 令和2年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 議案第 5 号 令和2年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 6 号 令和2年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 7 号 令和2年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第 8 号 令和2年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 9 号 令和2年度七戸町水道事業会計補正予算(第4号)

予算審査特別委員会報告

議案第 1 0 号 令和3年度七戸町一般会計予算

議案第 1 1 号	令和 3 年度七戸町国民健康保険特別会計予算
議案第 1 2 号	令和 3 年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 1 3 号	令和 3 年度七戸町介護保険特別会計予算
議案第 1 4 号	令和 3 年度七戸町介護サービス事業特別会計予算
議案第 1 5 号	令和 3 年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算
議案第 1 6 号	令和 3 年度七戸町公共下水道事業特別会計予算
議案第 1 7 号	令和 3 年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算
議案第 1 8 号	令和 3 年度七戸町水道事業会計予算
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議員提出案件

- 請願第 1 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書
採択の請願
- 発議第 1 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設の求める意見書
について

○その他

- 会議録署名議員の指名について
- 会期の決定について
- 諸般の報告について

**令和3年第1回七戸町議会定例会
会議録（第1号）**

令和3年3月1日（月） 午後 1時34分 開会

○議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 提出議案一括上程

「報告第1号専決処分事項の報告について（公有自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）」から「諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」までの43議案、4報告、1諮問を一括上程

（町長提案理由説明）

- 日程第5 常任委員会の要請事項に対する回答について
 - 日程第6 予算審査特別委員会設置
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議長	16番	瀬川左一君	副議長	15番	盛田惠津子君
	1番	中野正章君		2番	山本泰二君
	3番	向中野幸八君		4番	二ツ森英樹君
	5番	小坂義貞君		6番	澤田公勇君
	7番	疍清悦君		8番	岡村茂雄君
	9番	附田俊仁君		10番	佐々木寿夫君
	11番	田嶋輝雄君		12番	三上正二君
	13番	田島政義君		14番	白石洋君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	高坂信一君
総務課長	中野昭弘君	支所長 (兼庶務課長)	小山彦逸君
企画調整課長 (兼地域おこし総合戦略課長)	田嶋邦貴君	財政課長	金見勝弘君

会計管理者 (兼会計課長)	原 田 秋 夫 君	税 務 課 長	附 田 敬 吾 君
町 民 課 長	原 子 保 幸 君	社会生活課長	澤 山 晶 男 君
健康福祉課長	井 上 健 君	商工観光課長	附 田 良 亮 君
農 林 課 長	鳥谷部 勉 君	建 設 課 長	氣 田 雅 之 君
上下水道課長	仁 和 圭 昭 君	教 育 長	附 田 道 大 君
学 務 課 長	鳥谷部 慎一郎 君	生涯学習課長	田 中 健 一 君
世界遺産対策室長	甲 田 美喜雄 君	中央公民館長	高 田 博 範 君
南 公 民 館 長 (兼中央図書館長)	高 田 美由紀 君	農業委員会会長	天 間 俊 一 君
農業委員会事務局長	三 上 義 也 君	代表監査委員	野 田 幸 子 君
監査委員事務局長	天 間 孝 栄 君	選挙管理委員会委員長	新 館 文 夫 君
選挙管理委員会事務局長	原 子 保 幸 君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事 務 局 長 天 間 孝 栄 君 事 務 局 次 長 鳥 谷 部 伸 一 君

○会議録署名議員

1 番 中 野 正 章 君 2 番 山 本 泰 二 君

○会議を傍聴した者（4名）

○会議の経過

○開会宣告

○議長（瀬川左一君） ただいまから、令和3年第1回七戸町議会定例会を開会します。
ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しております。会議は成立いたしました。

○開議宣告

○議長（瀬川左一君） これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程及び本定例会における説明員は、お手元に配付したとおりです。

○日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（瀬川左一君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番中野正章君と2番山本泰二君を指名します。

○日程第2 会期の決定について

○議長（瀬川左一君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。
初めに、議会運営委員長から報告を求めます。
議会運営委員長。

○議会運営委員長（白石 洋君） それでは、議会運営委員会の委員長報告を申し上げます。

去る2月16日告示、本日招集をされました令和3年第1回七戸町議会定例会の会期について、先般、2月16日午前10時から議会運営委員会を開催し、審査した結果、お手元に配付いたしましたとおり、本日3月1日から3月10日までの10日間を会期とすることに決定をいたしました。

本日は、議案等の一括上程、予算審査特別委員会の設置及び同委員会の正副委員長の互選を行います。

2日及び6日から8日では、閉庁日並びに議案調査のため休会といたします。

3日と4日は一般質問、5日と9日は予算審査特別委員会を行います。運営方法等については、皆様のお手元に配付のとおり、議会運営委員会で取りまとめさせていただきましたので、御参考にしていただければと思います。

最終日の10日は、今回上程されております全議案について審議を行うこととしております。

以上のとおり進行してまいりたいと思いますので、何とぞ議員各位の御理解と御協力を賜り、当委員会の決定に御賛同くださいますようお願いを申し上げまして、委員長報告と

いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（瀬川左一君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月10日までの10日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、本定例会の会期は、本日から3月10日までの10日間に決定いたしました。

議長において作成いたしました会期日程は、お手元に配付したとおりであります。

○日程第3 諸般の報告について

○議長（瀬川左一君） 日程第3 諸般の報告についてを行います。

議長の諸般の報告につきましては、お手元に配付しておりますので、御了承願います。

次に、本日までに受理いたしました請願書につきましては、先般、議会運営委員会において審査した結果、文教厚生常任委員会に付託することにしますので御了承願います。

○日程第4 提出議案一括上程

○議長（瀬川左一君） 日程第4 提出議案の一括上程について。

議案第10号令和3年度七戸町一般会計予算から、諮問第1号人権擁護の推薦につき意見を求めることについてまでの43議案、4報告、1諮問を一括上程します。

初めに、町長から提出議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小又 勉君） 皆さん、こんにちは。

大変いいものを作ってくださいまして、脇にも飛びません、マスクを外させていただきます。

本日ここに、令和3年第1回七戸町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多忙のところ御出席頂きまして、誠にありがとうございます。

本定例会に当たり、町政運営の基本方針並びに所信の一端を申し述べ、提出いたしました議案の参考にしていただきたいと思います。

初めに、東北新幹線七戸十和田駅や道の駅しちのへ周辺地区は、企業の進出や新築住宅の建設が進むなど、都市開発が進行しております。現在、荒熊内地区開発計画の1次計画に基づき、七戸畜産農業協同組合跡地の造成工事を実施しており、令和3年度より総合アリーナの建設や道路整備等の工事に着手することにしております。

次に、上北自動車道は、令和元年3月に上北天間林道路が開通して以来、交通の利便性

が飛躍的に高まり、地域経済や産業、観光、救急医療サービスの向上など、様々な整備効果がでております。最終区間である天間林道路8.3キロメートルは、令和4年以内の開通が示されており、事業が最盛期となっております。

また、下北半島縦貫道路の未着手区間である七戸町から野辺地町間約7キロメートルについては、昨年度より計画段階評価において、地域住民及び道路利用者から意見を聴取し、検討を行っております。

先般、二つの案として新聞報道がなされております。

今後、下北半島縦貫道路が全線開通すれば、緊急時の防災ネットワーク強化や地域間の連携強化、観光振興など、様々な効果が大いに期待できるものと思っております。

人口減少問題については、令和2年3月に策定した第2期総合戦略に基づき、子育て・住宅・結婚の支援や雇用の創出に向けた取組などを推進するとともに、町内全地区に光ファイバーを整備しますので、テレワークなどに対応した環境整備を推進し、関係人口の創出拡大を図ってまいります。

子育て支援は、昨年3月に「第2期七戸町子ども・子育て支援計画」を策定しており、安心して子供を産み、育てられる環境づくりの実現のため、行政・学校・企業・地域住民等と連携を図ってまいります。

小・中学校教育については、ICTを活用した学習を推進するため、児童生徒1人1台のタブレット型端末の整備と学校内通信網設備の整備を進めてまいりました。

今後においては、教職員の指導用端末の整備やICT教育環境の整備を進めてまいります。

また、七戸高校の存続や現在の学校規模を維持するため、中学生・高校生・保護者を対象にしたアンケート調査を実施し、調査結果をもとに「七戸高校魅力化構想検討委員会」において、七戸高校の魅力化と振興に向け協議してまいります。併せて、公設民営塾構想について生徒・教職員並びに町民への説明会などを実施し、七戸高校が町内外の中学生から選ばれる高校となるよう取り組んでまいります。

基幹産業である農業においては、昨年から大雪により倒壊した農業用ビニールハウスについて、町で独自で補助金を設定し、今春の農作業がスムーズにできるよう支援します。

稲作については、令和3年産の作付は全国で過去最大の36万トンの主食からの作付転換が必要とされていることから、経営所得安定対策の産地交付金において、主食以外の取組が選択できるような施策を展開いたします。

また、省力化、低コスト化による収入安定を図るため、新年度から新たに農業用機械等購入事業により、効率的な作業ができるよう支援してまいります。

「北海道、北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録については、昨年9月にイコモスによる現地調査が実施されました。現在、勧告に向けた審査が行われておりますが、本年6月に中国で開催される世界遺産委員会において、縄文遺跡群の世界遺産登録の決定、これが期待されるところです。

なお、3月25日、二ツ森貝塚館オープニングセレモニーの開催を予定しております。

最後に、長引く新型コロナウイルス感染症ですが、収束が見通せない状況において、感染予防対策と経済対策を両立させることは、コロナ禍における重要課題であると考えております。

金融支援の一環である融資に係る町の認定については、資金繰りが滞ることのないよう速やかな処理対応をしてまいります。

また、消費の減退は、多くの業種へ連鎖し、需要の停滞となることから、町内で使用可能な商品券、飲食券等を発行するなど、経済活動を循環させ、中小企業、小規模事業者に対する直接支援も含め、効果的な切れ目のない経済対策となるよう施策を実施してまいります。

新型コロナウイルスワクチンの接種ですが、国が示す接種順位と接種時期に基づき、順次接種していくこととなります。町では、「七戸町新型コロナウイルスワクチン接種計画」を策定し、ワクチンが供給された場合、速やかに接種できるよう町内医療機関での個別接種と、屋内スポーツセンターでの集団接種の準備を進めております。

以上、施策の一端を申し上げましたが、これらの実現を目指し、町民・団体・企業・行政が一体となり、町づくりのための施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、これまで以上の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

報告第1号専決処分事項の報告について。

公有自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについては、令和2年10月30日、みちのく銀行七戸支店駐車場における公用車と車両との接触事故について、相手方と和解が成立したため、この額を早急に支払う必要があるため、専決処分したものです。

報告第2号専決処分事項の報告について。

令和2年度七戸町一般会計補正予算（第9号）については、新型コロナウイルスワクチンの供給開始に向け、速やかに接種できる体制を整備する必要があったこと。また、豪雪対策並びに七戸高校魅力化事業に関し、早急に対応する必要があったことから、歳入歳出予算の総額に3億2,727万7,000円の追加し、予算の総額を129億206万6,000円としたものです。

歳入は、国庫支出金に356万2,000円、繰入金に3億2,371万5,000円を追加し、歳出は、総務費に4,363万6,000円、農林水産業費に2,310万円、商工費に357万5,000円、土木費に2億5,540万5,000円、教育費に156万1,000円を追加したものです。

報告第3号専決処分した事項の報告について。

令和2年度七戸町一般会計補正予算（第10号）については、産直施設空調設備改修事

業において、設計の見直しが生じたため、早急に対応する必要があったこと。七戸良質堆肥センターにおいて、堆肥製造プラントを早急に撤去する必要が生じたことから、歳入歳出予算の総額に828万7,000円を追加し、予算の総額を129億1,035万3,000円としたものです。

歳入は、繰入金に828万7,000円を追加し、歳出は、総務費に545万3,000円、農林水産業費に283万4,000円を追加したものです。

報告第4号専決処分事項の報告について。

令和2年度七戸町一般会計補正予算（第11号）については、新型コロナウイルスワクチン接種の体制を早急に整備する必要があったこと。プレミアム飲食券及びプレミアム商品券の追加販売事業に関し、早急に対応する必要があったことから、歳入歳出予算の総額に2,934万7,000円を追加し、予算の総額を129億3,970万円としたものです。

歳入は、国庫支出金に1,303万円、繰入金に1,181万7,000円、諸収入に450万円を追加し、歳出は、総務費に2,934万7,000円を追加したものです。

議案第19号七戸町課設置条例の一部を改正する条例については、平成26年、「まち・ひと・しごと創生法」が公布されたことに伴い、地域おこし総合戦略課を設置し、事業を推進してまいりましたが、当初の設置目的は十分に達成されたことから、今後は企画調整課と統合し、長期総合計画に基づく、総合戦略を確実に推進していきたいことから提案するものです。

議案第20号七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、同法の改正内容に準じて、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第21号七戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、新型インフルエンザ等対策措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、同法の改正内容に準じて、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第22号七戸町介護保険条例の一部を改正する条例については、令和3年4月から第8期介護保険事業計画が始まることに伴い、介護保険法の規定に基づき、介護保険料を算定したところ、保険料が変更となることから、所要の改正を行う必要があるため提案するものです。

議案第23号七戸町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、七戸町環境改善センター柏葉館の小会議室、生活改善研修室及び視聴覚研修室にエアコンを設置したことに伴い、冷房使用料を定めたいことから提案するものです。

議案第24号七戸町堆肥センター設置条例を廃止する条例については、令和3年4月から施設運営主体が変更になることに伴い、七戸町堆肥センター設置条例を廃止するため、提案するものです。

議案第25号七戸町ライスセンター設置条例を廃止する条例については、令和3年4月1日から施設運営主体が変更となることに伴い、七戸町ライスセンター設置条例を廃止するため提案するものです。

議案第26号七戸町農産物流通センター条例を廃止する条例については、令和3年4月1日から施設運営主体が変更となることに伴い、七戸町農産物流通センター条例を廃止するため提案するものです。

議案第27号七戸町農産物集出荷貯蔵施設設置条例を廃止する条例については、令和3年4月1日から施設運営主体が変更となることに伴い、七戸町農産物集出荷貯蔵施設設置条例を廃止するため提案するものです。

議案第28号七戸町転作物加工処理施設設置条例を廃止する条例については、令和3年4月1日から施設運営主体が変更となることに伴い、七戸町転作物加工処理施設設置条例を廃止するため提案するものです。

議案第29号七戸町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例については、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴い、同法の改正内容に準じて、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第30号七戸町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については、道路法施行令の一部を改正する政令、道路法等の一部を改正する法律及び道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴い、同法等の改正内容に準じて、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第31号七戸町営住宅条例の一部を改正する条例については、町営住宅の蛇坂団地6棟12戸の完成に伴い、所要の改正を行う必要があるため提案するものです。

議案第32号七戸町過疎地域自立促進計画の変更については、七戸町過疎地域自立促進計画の取組内容の変更が必要となったことから、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき提案するものです。

議案第33号町道路線の認定については、町道路線について道路法の規定に基づき、町道認定するため議会の議決を求めるものです。

議案第34号定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結については、七戸町・十和田市・三沢市との間において、平成24年10月4日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、成年後見制度の利用促進及び医療的ケア児支援のための連携推進に関する取組を追加するため提案するものです。

議案第35号町有財産の無償譲与については、行政財産の用途を廃止した農業関連施設をゆうき青森農業協同組合に無償譲与するため提案するものです。

議案第36号町有財産の無償譲与については、行政財産の用途を廃止した農業関連施設を十和田おいらせ農業協同組合に無償譲与するため提案するものです。

議案第37号土地売買契約の締結については、令和3年4月1日、集出荷貯蔵施設（CA2）、（CA3）及び天間林堆肥センターを財産譲渡することから、その用地について

売買契約を行うため、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第38号工事請負変更契約の締結について（荒熊内地区造成工事（第3工区））は、令和2年6月5日、原案可決された荒熊内地区造成工事第3工区に係る工事内容に変更を生じたので、契約金額の変更について、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第39号十和田地区食肉処理事務組合同規約の変更について、十和田地区食肉処理事務組合の解散に伴う同組合の事務の承継について規約で定めるため、同組合同規約の変更について関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものです。

議案第40号十和田地区食肉処理事務組合の解散については、令和3年6月30日をもって、十和田地区食肉処理事務組合を解散することについて、関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第288条及び第290条の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものです。

議案第41号十和田地区食肉処理事務組合の解散に伴う財産処分については、十和田地区食肉処理事務組合の解散に伴い、同組合の財産処分について地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第289条及び第290条の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものです。

議案第42号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更については、構成団体である十和田地区環境整備事務組合が、令和3年3月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものです。

議案第43号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更については、構成団体である十和田地区環境整備事務組合が令和3年3月31日をもって解散すること及び規約の所要の整理を行うことに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものです。

議案第1号令和2年度七戸町一般会計補正予算（第12号）については、歳入歳出予算の総額から8,146万1,000円を減額し、予算の総額を128億5,823万9,000円とするものです。

歳入の主なものは、町税に1億5,754万4,000円、地方交付税に1億3,098万6,000円、国庫支出金に1億866万1,000円を追加し、繰入金から4億4,8

43万3,000円、地方債から1億2,590万円を減額するものです。

歳出の主なものは、土木費に1億989万3,000円、諸支出金に2,050万5,000円を追加し、総務費から1億1,959万5,000円、衛生費から3,070万6,000円、農林水産業費から3,999万7,000円を減額するものです。

今回の補正内容といたしましては、建設工事や委託料など事業費の精査による減額が大部分を占めているほか、国の補助事業に係るものとして、道路橋りょう費に係る調査測量設計委託料に4,867万5,000円、道路整備事業工事費に3,852万4,000円を追加しております。

ただいま説明いたしました国の補助事業に係るものについては、令和2年度の追加交付及び補正予算によるものであり、年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定しております。

第2表の継続費補正につきましては、農業振興地域整備計画変更業務及び（仮称）七戸町総合アリーナ変更設計業務において、事業費の精査により減額変更するものです。

第3表の繰越明許費補正につきましては、国の補正予算関連事業である道路橋りょう整備事業及び下水道事業債償還基金費のほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業において、年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費に追加するものです。

第4表の地方債補正につきましては、建設工事や委託料等事業費の精査による増減が主な理由となりますが、減収補填債につきましては、地方交付税の算定基礎となる基準財政収入額に関し、新型コロナウイルス感染症の影響により生じる減収分を補填するための増額でございます。

議案第2号令和2年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出予算の総額から595万6,000円を減額し、予算の総額を20億1,955万円とするものです。

歳入の主なものは、国民健康保険税から1,650万1,000円、県支出金から697万4,000円を減額し、繰入金に718万8,000円、諸収入に1,087万円を追加するものです。

歳出の主なものは、保険給付費から198万円、保険事業費から351万8,000円を減額するものです。

議案第3号令和2年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額から659万2,000円を減額し、予算の総額を4億3,023万9,000円とするものです。

歳入は、繰入金から558万6,000円、諸収入から100万6,000円を減額し、歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金から558万6,000円、保険事業費から100万6,000円を減額するものです。

議案第4号令和2年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳

入歳出予算の総額に16万3,000円を追加し、予算の総額を26億9,754万7,000円とするものです。

歳入の主なものは、保険料から152万8,000円を減額し、国庫支出金に160万5,000円を追加するものです。

歳出は、保険給付費に16万3,000円を追加するものです。

議案第5号令和2年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出予算の総額に変更はありませんが、総務費に6万6,000円を追加し、予備費から6万6,000円を減額するものです。

議案第6号令和2年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に11万8,000円を追加し、予算の総額を235万円とするものです。

歳入の主なものは、使用料及び手数料に11万2,000円を追加し、歳出の主なものは、総務費に11万5,000円を追加するものです。

議案第7号令和2年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額に1,006万2,000円を追加し、予算の総額を4億6,119万8,000円とするものです。

歳入の主なものは、使用料及び手数料に402万1,000円、国庫支出金に900万円を追加し、町債から450万円を減額するものです。

歳出の主なものは、事業費に988万円を追加するものです。

議案第8号令和2年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額から55万2,000円を減額し、予算の総額を7,452万8,000円とするものです。

歳入は、分担金及び負担金から2万6,000円、繰入金から52万6,000円を減額し、歳出は、総務費から39万5,000円、事業費から15万7,000円を減額するものです。

議案第9号令和2年度七戸町水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、収益的収入及び支出について、収益的収入の営業収益に1,472万1,000円を追加し、営業外収益に135万3,000円を追加し、水道事業収益の総額を3億5,273万4,000円とし、収益的支出の営業費用に81万2,000円を追加し、水道事業費の総額を3億561万1,000円とするものです。

また、資本的収入及び支出について、資本的収入の工事負担金から442万4,000円を減額し、資本的収入の総額を9,626万5,000円とし、資本的支出の建設改良費から2,147万5,000円を減額し、資本的支出の総額を2億7,607万円とするものです。

議案第10号令和3年度七戸町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を96億8,848万8,000円とし、前年度費2億2,020万8,000円の減額、伸び率

は2.2%の減少です。

歳入の主なものとそのその歳入が、歳入全体に占める割合は、町税は20億461万3,000円で20.7%、地方譲与税は1億6,280万1,000円で1.7%、地方消費税交付金は2億5,832万4,000円で2.7%、地方交付税は34億円で35.1%、使用料及び手数料は1億5,987万円で1.7%、国庫支出金は11億2,321万7,000円で11.6%、県支出金は7億2,571万3,000円で7.5%、繰入金は4億2,146万1,000円で4.3%、地方債は12億9,160万円で13.3%です。

歳出の主なものとその歳出が歳出全体に占める割合は、総務費が15億8,177万円で16.3%、民生費は16億8,840万8,000円で17.4%、衛生費は12億1,645万4,000円で12.6%、土木費は9億2,057万8,000円で9.5%、教育費は8億519万7,000円で8.3%、公債費は10億1,548万3,000円で10.5%、諸支出金は11億8,886万円で12.3%です。

歳入の対前年度比で、金額及び割合が大きく増加しているものは、繰入金3億1,735万8,000円の増額で、304.9%の増加ですが、新型コロナウイルス感染症への対応及び庁舎内のシステム改修等に伴う財政調整基金繰入金の増加によるものです。

次に、国庫支出金が7,715万1,000円の増額で、7.4%の増加ですが、これは荒熊内地区開発事業に係る都市構造再編集中事業補助金の増加によるものです。

一方、歳入の対前年比で、金額及び割合が大きく減少しているものは、町債が5億2,530万円の減額で、28.9%の減少ですが、これは学校施設整備事業債、道路橋りょう整備事業債などの減額によるものです。

歳出の対前年度比で、金額及び割合が大きく増加しているものは、総務費が3億6,533万5,000円で、30.0%の増加ですが、これは荒熊内地区開発事業費の増加によるものです。

次に、民生費が1億7,951万8,000円の増額で、11.9%の増加ですが、これは児童措置費の増額によるものです。

一方、歳出の対前年度比で、金額及び割合が大きく減少しているものは、教育費が2億9,294万1,000円の減額で、26.7%の減少ですが、これは七戸中学校トイレ改修工事、小中学校エアコン機器等設置工事などの完了に伴う減額によるものです。

次に、衛生費が2億6,997万1,000円の減額で、18.2%の減少ですが、これは中部上北広域連合事業組合の分担金の減額によるものです。

次に、土木費が2億5,087万3,000円の減額で、21.4%の減少ですが、これは道路整備事業債の減額によるものです。

なお、道路橋りょう整備事業において、蒼前・館野線ほか舗装補修事業、舗装点検業務及び道路構造物点検業務につきましては、令和3年度予算の編成後に国の補助事業に係るものとして前倒しで採択される見込みがあったことから、令和2年度一般会計補正予算

(第12号)と令和3年度一般会計当初予算へ二重計上しておりましたが、令和2年度国庫補助事業として採択されましたので、速やかに減額補正対応をしたいと考えております。

財政状況につきましては、年々社会保障費や義務的経費が増加傾向にある中、今後の大規模事業による起債発行額の増加も見込まれております。

また、公共施設の老朽化対策など、課題を抱えており、さらには新型コロナウイルス感染症による税収等への影響も懸念されますが、事務事業の見直しを図るとともに、より一層の事務効率の向上に努め、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上が、令和3年度一般会計当初予算の概要です。

議案第11号令和3年度七戸町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を18億5,677万2,000円とし、前年度比1億5,996万円の減額及び伸び率は7.9%の減少です。

歳入の主なものは、国民健康保険税3億6,455万4,000円、県支出金12億7,718万9,000円、繰入金2億879万4,000円です。

歳出の主なものは、総務費に4,749万円、保険給付費12億3,658万6,000円、国民健康保険事業費納付金5億5,051万円、保険事業費1,582万円です。

議案第12号令和3年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を4億1,637万2,000円とし、前年度比1,042万5,000円の減額、伸び率は2.4%の減少です。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億3,587万3,000円、繰入金2億6,730万5,000円です。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金3億8,921万1,000円です。

議案第13号令和3年度七戸町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を26億8,312万1,000円とし、前年度比6,181万2,000円の増額、伸び率は2.4%の増加です。

歳入の主なものは、保険料4億7,152万3,000円、国庫支出金6億7,923万4,000円、支払基金交付金7億402万7,000円、県支出金3億7,980万1,000円、繰入金4億4,849万9,000円です。

歳出の主なものは、総務費4,073万4,000円、保険給付費25億7,195万4,000円、地域支援事業費5,221万9,000円です。

議案第14号令和3年度七戸町介護サービス事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を530万2,000円とし、前年度比138万3,000円の増額、伸び率は35.3%の増加です。

歳入の主なものは、サービス収入395万1,000円、繰入金134万9,000円。

歳出の主なものは、総務費510万1,000円です。

議案第15号令和3年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予

算の総額を773万円とし、前年度比549万8,000円の増額、伸び率は246.3%の増加です。

歳入の主なものは、使用料及び手数料188万6,000円、繰入金580万9,000円。

歳出の主なものは、総務費772万6,000円です。

議案第16号令和3年度七戸町公共下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を3億9,764万6,000円とし、前年度比3,081万3,000円の減額、伸び率は7.2%の減少です。

歳入の主なものは、使用料及び手数料6,558万5,000円、国庫支出金6,000万円、繰入金1億8,682万1,000円、町債8,420万円です。

歳出は、総務費6,906万6,000円、事業費1億4,266万8,000円、公債費1億8,591万2,000円です。

議案第17号令和3年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を6,123万3,000円とし、前年度比1,076万5,000円の減額、伸び率は15%の減少です。

歳入の主なものは、使用料及び手数料861万7,000円、繰入金4,127万9,000円、地方債1,130万円です。

歳出は、総務費2,385万2,000円、事業費150万円、公債費3,588万1,000円です。

議案第18号令和3年度七戸町水道事業会計予算につきましては、年間業務の予定量といたしまして、給水戸数は7,560戸、年間総給水量は231万立方メートル、1日の平均給水量を6,320立方メートルとするものです。

収益的収入及び支出の予定額といたしましては、水道事業収益の総額は3億3,557万1,000円とし、内訳といたしましては、営業収益2億9,126万2,000円、営業外収益4,427万6,000円、特別利益3万3,000円とするものです。

続きまして、水道事業費用の総額は3億341万6,000円とし、内訳といたしまして、営業費用2億6,819万4,000円、営業外費用2,009万2,000円、特別損失13万円、予備費に1,500万円とするものです。

次に、資本的収入及び支出の予定額といたしましては、資本的収入の総額は1億3,654万円とし、内訳といたしましては、工事負担金2,702万円、補助金3,952万円、企業債7,000万円とするものです。

続きまして、資本的支出の総額は3億2,179万円とし、内訳といたしましては、建設改良費2億5,419万9,000円、企業債償還金6,759万1,000円とするものです。

資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額1億8,525万円は、減債積立金5,000万円、損益勘定留保資金1億1,819万円、消費税資本的収支調整額1,706万

円を補填するものです。

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、令和3年6月30日をもって、任期満了となる人権擁護委員について、引き続き諏訪道子氏を候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法の規定により議会の意見を求めるものです。

以上が、本定例会に提出をいたしました議案であります。議員各位には、慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

○議長（瀬川左一君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

○日程第5 常任委員会の要請事項に対する回答について

○議長（瀬川左一君） 日程第5 常任委員会の要請事項に対する回答が届いております。

本件については、常任委員会の要請事項に対する町長、教育長、農業委員会会長からの回答の写しをお手元に配付しておりますので、御了承願います。

○日程第6 予算審査特別委員会設置

○議長（瀬川左一君） 日程第6 予算審査特別委員会設置の件を議題とします。

議案第10号令和3年度七戸町一般会計予算から議案第18号令和3年度七戸町水道事業会計予算までの9議案について、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、本件9議案については、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま付託いたしました本件については、会議規則第46条第1項の規定により3月9日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、本件については、3月9日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

なお、予算審査特別委員会を本日会議終了後、直ちに招集します。本会議散会後もそのまま着席願います。

○散会宣告

○議長（瀬川左一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、3月3日の本会議は午前10時に再開します。

本席から告知します。

3月3日の一般質問の順番をお知らせします。

1番目は11番の田嶋輝雄君、2番目は13番の田島政義君、3番目は4番の二ツ森英樹君となります。

3月4日の一般質問の2日目の順番は、4番目は10番の佐々木寿夫君、5番目は1番の中野正章君、6番目は7番の疋清悦君となります。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでございました。

散会 午後 2時37分